

令和7年度機構集積協力金の配分基準

令和7年5月28日

宮城県農政部農業振興課

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25 経営第3139号農林水産事務次官依命通知)
(以下「実施要綱」という。)別記2の第10の3の規定により、宮城県における機構集積協力金の配分基準を以下のとおりとする。

1 配分基準

(1) 集約化奨励金及び地域集積協力金の配分基準について

- ・権利移転による集積・集約化を図るため、国からの配分額を転貸又は貸付面積へ優先配分した後、予算の範囲内で農作業受委託面積に配分する。
- ・貸付面積について、担い手への集約化に資するため、集約化奨励金へ優先配分した後、地域集積協力金に配分する。

(2) 集約化奨励金の配分基準について

- ・県は市町村の事業要望を受けて配分する。
- ・集約化奨励金のみで要望額が国からの配分額を超過する場合は、交付対象面積が大きい順に優先順位をつけて交付対象地域を選定する。

(3) 地域集積協力金の配分基準について

- ・県は市町村の事業要望を受けて配分する。
- ・集約化奨励金の配分後において、地域集積協力金の要望額が国からの配分額を超過する場合は、集約化奨励金と併せて交付を受ける地域を優先して配分する。
- ・上記によっても条件が同じ場合は、以下の順で配分する。
 - ① 中山間地域を優先する。
 - ② ①によっても条件が同じ場合は、「機構の活用率」(実施要綱別記2第5の4の(1)に規定)により優先順位をつけて交付対象地域を選定する。

配分 順位	区分	同一区分における優 先順位	左記によっても条件が同一の場合
1	集約化奨励金 (転貸面積)	交付対象面積が大きい地域	
2	地域集積協力金 (貸付面積)	集約化奨励金と併せて交付を受ける地域	①中山間地域 ②①によっても条件が同じ場合は、「機構の活用率」(実施要綱別記2第5の4の(1)に規定)により優先順位をつけて交付対象地域を選定する。
3	集約化奨励金及び 地域集積協力金 (農作業受委託面積)	配分順位1及び2の配分基準を準用	

2 その他

・交付対象は実施要綱等の交付要件をすべて満たすものとする。ただし、上記配分基準に基づき予算の範囲内で交付されることから、交付要件を満たした場合であっても協力金の交付を受けられない場合がある。

・要望額調査等の具体的な事務手続きや機構集積協力金交付事業に必要な事項については、別途提示する。